

運 営 規 程

(事業目的)

第1条 株式会社セラピットが設置するアクティブスタジオ リハ・リハ（以下「事業所」という）において実施する指定通所介護事業、明石市介護予防・日常生活支援総合事業における予防専門通所型サービス及び再見！生活プログラム事業、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、通所介護、明石市介護予防・日常生活支援総合事業 予防専門通所型サービス、明石市介護予防・日常生活支援総合事業 再見！生活プログラム、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所サービス(以下「通所介護等サービス」という)の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態または要支援状態等にある利用者の意思及び人格を尊重し、心身機能の向上・維持を図るため、適正なサービスの提供をすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業所の従業者は、要介護状態または要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名 称：アクティブスタジオ リハ・リハ
2. 所在地：兵庫県明石市大久保町茜3丁目15-4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

職 種	人数	職 務 内 容
管 理 者	1名	本事業と従業者の管理及び業務を一元的に行う。
生 活 相 談 員	1名以上	利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
介 護 職 員	6名以上	利用者の日常生活の介護業務に従事する。
機能訓練指導員	1名以上	利用者の機能訓練に従事する。
看 護 職 員	1名以上	利用者の健康管理、機能訓練補助に従事する。
リハビリテーション専門職	1名以上	訪問型サービスの提供を行う。(再見！生活プログラムのみ)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営 業 日：月曜日から金曜日までとする。(但し、12月30日～1月3日を除く)

- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービス提供時間：午前9時15分から午後4時45分

(通所介護等サービスの利用定員)

第6条 利用者の利用定員は1日40人とする。

(通所介護等サービスの内容及び料金その他の費用の額)

第7条 通所介護等サービスの内容は下記の通りとする。

- ① 健康チェック
 - ② 送迎サービス
 - ③ 運動器の機能向上
 - ④ 口腔機能向上訓練
 - ⑤ 栄養改善指導
 - ⑥ 日常動作訓練
 - ⑦ 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
 - ⑧ 訪問型サービスの実施（再見！生活プログラムのみ）
- 2 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、神戸市又は明石市が指定する額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割（利用者の所得によっては2割又は3割）の額とする。また、介護報酬告示額は、事業所の見やすい場所に提示する
- 3 通所介護等サービス事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けるものとする。
- ① 嗜好飲食費：食事、飲み物を希望された場合に要する費用
 - 昼食費：790円（1食）
 - 嗜好飲食費1（ミネラルウォーター、お茶、コーヒー、紅茶）：110円（1日）
 - 嗜好飲食費2（ミネラルウォーター、お茶、コーヒー、紅茶、おやつ）：220円（1日）
 - 持ち帰り弁当費：790円（1食）
 - ② 複写物代：写真（1枚44円）・書類関係（1枚11円・カラー33円）等交付した際に必要とする費用
 - ③ オムツ代：尿取りパット（1枚33円）・オムツ（1枚165円）・リハビリパンツ（1枚157円）
 - ④ 交通費：利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用（2km未満までは110円、以降1kmを超える毎に110円が加算）
 - ⑤ 活動費：レクリエーション等の際に必要な経費は行事毎に実費を徴収
- 4 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

- (1) 指定通所介護

明石市：錦浦、錦が丘、清水、魚住、鳥羽、大久保南、高丘東、高丘西、江井ヶ島、大久保、山手、谷八木、藤江、沢池、以上各小学校区
神戸市：岩岡、以上各小学校区

(2) 明石市介護予防・日常生活支援総合事業

明石市：錦浦、錦が丘、清水、魚住、鳥羽、大久保南、高丘東、高丘西、江井ヶ島、大久保、山手、谷八木、藤江、沢池、以上各小学校区

(3) 神戸市介護予防・日常生活支援総合事業

神戸市：岩岡、以上各小学校区

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 事業者は、利用者に通所介護等サービスを行う際に、次の事項について留意するものとする。

(1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項・利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。

(2) 送迎サービスを利用する際の留意事項

- ① 始業前点検を十分に行う。
- ② 利用者の状況に合わせた車輛移動を行う。
- ③ 送迎中にも利用者の状況の変化に気をつける。

(3) 運動器の機能向上サービス、日常動作訓練を利用する際の留意事項

- ① バイタル等の確認

(緊急時における対処方法)

第10条 従業者は、通所介護等サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他の事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する通所介護等サービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償保険を考慮に入れ誠意を持って対応する。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) すべての従業者に対する高齢者等の人権の擁護及び虐待の防止に係る研修の実施(年2回以上)

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業者は、通所介護等サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する通所介護等サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(その他運営についての留意事項)

第16条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

(1) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修

② 継続研修

(2) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業員であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨を、従業員との雇用契約に条項を加える。

(4) 事業所は通所介護等サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

(5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社セラピットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

平成29年7月1日改定。

平成29年11月11日改定。

平成29年12月14日改定。

平成30年4月1日改定。

平成30年4月11日改定。

平成30年9月6日改定。

令和元年10月1日改定。

令和2年4月1日改定。

令和3年4月1日改定。

令和6年2月1日改定。

令和6年4月1日改定。

令和6年7月1日改定。